

「分権」から「自治」へ：地方分権改革から二十年（基調講演レジュメ）

東京大学名誉教授 西尾 勝

はじめに：地方分権改革はむずかしい

I 時流に乗り得る改革課題か否か  
時流に流される危険を伴う

第一次分権改革は、「第二臨調」から続く行財政改革の流れと 1980 年代末のリクルート事件に端を発した政治改革の気運、そして 1993 年に発生した国会決議、自民党の分裂、第三次行革審答申という三つの事態に乗った改革

II 改革の焦点を地方自治制度のどの側面に向けるか  
団体自治の側面か住民自治の側面か  
自治体の権能拡張をめざす改革か自治体の自由度拡充をめざす改革か  
現行の法制度を再構成する改革か新規の法制度の構築に参加する改革か

III 「分権」から「自治」へ（？）  
地方分権改革の継続はともあれ、それぞれの自治体において住民自治の側面の拡充を進める必要がありはしないか  
地方分権改革の成果（たとえば機関委任事務制度の全面廃止）を活かすために、「最も大事なことは、現場に足を運び、地域の人々の声に耳を傾け、問題を発見し、『どうにかしたい』という熱い思いを持つことだろう。」（嶋田暁文「地方分権一括法から 20 年、自治体の法運用は変わったのか？」（『月刊ガバナンス』2020 年 4 月号）

私にとっての地方自治の現場は東京都武蔵野市であるが、ここでの「市民参加の武蔵野方式」は、いまでも調査研究し、その功罪両面を真剣に論評するに値する一つの事例であると思う。

むすびに代えて